

令和8年4月1日
大野市有終西小学校

前文

日本国憲法は、基本的人権の尊重（第11条）と法の下での平等（第14条）を全ての国民に保障しています。いじめは、人が人らしく生きることを阻害する犯罪であり、断じて許されるものではありません。特に、未来の社会の形成者育成を使命とする私たち教育者は、その全ての取り組みの中で一人ひとりの児童を最大限に尊重する態度と、児童の人権を侵し、不平等な人間関係を増長するいじめに対して最後まで闘う姿勢を貫きます。

いじめの防止は、児童を優しく・賢く・たくましい人に育て上げる取り組みと表裏一体です。全ての教職員がこのいじめ防止基本方針を、教育活動の基礎として理解し日々の実践に取り組んでいくことを確認します。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識を持ち、いじめ防止の取り組みを全教職員で組織的・継続的に取り組んでいきます。
- (2) 「安心・楽しい」を基盤とした授業や学校行事等を通して、自分自身を見つめ仲間を思いやる態度や自己有用感、自己肯定感を育む中で、いじめを生み出さない学校風土を築いていきます。
- (3) 児童の心の状態を適切に把握し、改善に向けての取組みを家庭や関係機関と連携しながら定期的・継続的に行っていきます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

<具体的態様例>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- <令和7年度の発生傾向 全3件(のべ件数)>

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○道徳や人権教育の推進

こころづくり部会テーマ「自他を認め、何にでも進んで取り組む心を育もう」、なかまづくり部会テーマ「互いの考えを認め、安心して表現できるなかまをつくろう」のもと、縦割り班活動を多く設定したり、授業内での子どもたち同士の「絆づくり」が育まれる場面を設定したりするなどして、互いを思いやる気持ちを育てていきます。「心マトリクス」(自分の心の地図)を活用し、自分を知り、他者を理解していくことを大切に、自尊感情を高め仲間とともに成長していく児童の育成に努めます。道徳においても、自分事として捉え、活発な議論も行いながら自他共に認め合う良さに気づかせていきます。

また、「いじめとはどういうことをいうのか」「いじめがおきないためには、どうしたらよいか」などの基本的な人権についての理解を促す学習や活動を通して、思いやりの心や助け合いの心について考える機会を設定します。加えて、道徳の授業を保護者にも公開し、親子でモラルや人権意識の向上に努めていけるよう取り組みます。

○自信を持った児童の育成

「悔いなきがんばり」の合い言葉のもと、一人ひとりの長所を褒めて伸ばし、明るく前向きな気持ちで生活できる児童の育成に努めます。

また、学級集団や縦割り班での活動に、複数の仲間とともに活動する場面を設定し、協力したり教え合ったりする関係づくりを図ります。

(2) 学校評価への位置づけ

○学校評価(学校の自己評価)

いじめの防止と対応に関する取り組みについて評価します。次年度の具体的取り組みを検討するにあたっては、教職員自らの評価はもとより、保護者や児童の意見等を真摯に受け止め、活かしていきます。

○教職員評価

管理目標に、いじめの防止と対応についての項目を加え、常にいじめ防止の意識を持って教育活動にあたるとともに、自己の取り組みを振り返り具体的に評価改善できるように努めます。

○自己評価と相互評価

学校行事等の後には、児童が自己の活動を振り返り、達成できたことや次につなげたいことを明確にできるようにします。また、集会活動等では一言感想などを通して、相互に「よかったところ」「できたところ」を認め合えるようにします。

(3) いじめの未然防止

○道徳教育、人権教育の充実といじめを誘発しない教職員の態度

前記「(1)道徳や人権教育の推進」で述べた道徳教育や人権教育の実践とともにすべての授業での教師の行為(不正行為への毅然とした態度、言葉づかい、指名方法など)を以て、いじめの未然防止に努めます。

また、児童が、いつでもつらい思いを素直に訴えられるよう、全教職員が日頃から児童理解に努め、信頼関係の構築に努めます。

○一人一人が活躍できる集団づくり

学級の係活動や異年齢集団活動、委員会活動などを通して、児童一人ひとりが自己有用感や自己存在感を感じられるようにします。

○全教職員が「高いアンテナ」を持つ

いじめに関する研修を実施し、資質能力の向上を図ります。また、児童に関わる全ての教職員が、「高いアンテナ」を持ち、いじめの予兆を発見します。その際、管理職や教育相談担当、結の故郷教育相談員等とも連携をとり組織的に対処します。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

特に配慮が必要な児童等について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行います。常に、教職員間で児童の様子について共有し、支援体制を整えます。

○家庭や地域、専門機関との連携

児童の心身の状態を家庭や地域と連携しながら見守ります。学校や家庭だけでは支援が難しい場合は、ためらわずに大野市教育委員会や専門機関に相談し支援を求めます。

○情報モラルの獲得

PTAの研修会等を活用し、保護者とともに正しい情報モラルの獲得に努めます。

(4) いじめの早期発見

○日常的な観察と児童理解

教職員は日常的に児童の様子を観察・把握し、「いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる」という認識のもと、些細な兆候を見逃さないようにします。

○自己チェックの活用

学期に1回以上「生活アンケート」を実施し、児童の心の状態やいじめの実態把握を行います。アンケートからいじめの兆候が読み取れたときは、児童との面談を通して児童の心の状態や児童を取り巻く状況について確認します。

いじめと断定した場合は、直ちにいじめ対応サポート班を編成して24時間以内に具体的対応策を検討し実施に移します。

○教職員間での情報共有

児童の自己チェックに加え、教職員アンケート、保護者アンケートも実施します。また、日頃から結の故郷教育相談員、結の故郷教育支援員も交えて児童についての情報交換を行います。また、毎月の職員会議のあとにいじめ対策委員会の場を設け「気になる児童（いじめを含む）」について情報交換を行い、全教職員での情報の共有、および早期発見と早期対応策の共有を図ります。

○保護者に対するいじめ調査の実施

より多くの視点でいじめの兆候をとらえるため、保護者対象のいじめアンケートを実施します。報告があった事案については早急に聞き取り調査と適切な対応を行います。

保護者や地域の方々とは、「わざわざの心」をモットーに接し、いじめや児童の気になる行動等に関して、些細なことでも情報を寄せてもらえるよう努めます。

また、児童が欠席したら夕刻に電話を入れ様子を尋ねたり、児童と話したりします。欠席が3日目もしくは欠席理由が気になる場合は、直ちに家庭訪問を行い保護者や児童と面談し状況を把握します。

(5) いじめの事案対処

○24時間以内の対応策実施

いじめが発覚したら、いじめ対応サポート班を編成し24時間以内に対応策を検討し実施に移せるようにします。

いじめ発覚後、いじめの実態と対応についてその日のうちに大野市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

○被害児童の保護

被害にあった児童には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるとともに、その保護者へは、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝えます。

また、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、不安をできる限り取り除いたり、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ったりします。

○加害児童への指導

いじめに至った経緯や心情を傾聴し、自分の行いについて振り返らせ内省を促します。そして、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で指導し、被害児童への謝罪や今後の関わり方等について話し合い、行動に移させます。

また、保護者へはいじめ行為に至った経緯と当該児童の心情を説明し、二度といじめ行為を起こさないよう、温かく見守るよう協力を求めます。

○集団への指導

いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童に対してはいじめに加担する行為であることを理解させます。

そして、いじめは絶対に許されない行為であることを学級全体で話し合い、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

学校だけでは対処が不可能な重大事態に対しては、大野市教育委員会や警察等関係機関と連携をとりながら対処します。

大野市教育委員会には下記のように報告し、指導を受けます。

- ① 認知した時点で電話で報告を入れる。
- ② 認知後3日以内に「『重大事態』の発生報告（概要報告）」を提出する。
- ③ その後、経過を見ながら「『重大事態』の発生報告（経過報告）」を提出する。
- ④ 事案が解消に至ったら「『重大事態』の調査結果報告」を1か月以内に提出する。
- ⑤ いじめの解消に至らない場合は、随時「問題行動（いじめ）の報告（経過報告）」を提出する。

警察とは「福井県学校・警察連携制度」における協定書ガイドラインに沿いながら連携を進めます。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○対策委員会の編成

常置の委員会であり、構成は次の通りとします。

全教員（生徒指導主事が主となって会を運営します）

○情報交換と現状把握

職員会議の後に、いじめに関連する情報交換や「生活アンケート」の結果検討を行い、子どもたちの意識や様子の把握を行います。またいじめだけでなく、不登校や問題行動、気になる児童等も含め総合的に情報交換、状況把握を行います。

(2) いじめ対応サポート班

○サポート班の編成

いじめが発覚した日のうちにいじめ対応サポート班を編成します。

いじめ対応サポート班の構成は、次の通りとします。

校長、教頭、○生徒指導主事、教育相談担当、対象児童の学級担任、関係職員

（○が主となって会を運営します）

○情報確認

関係児童からは、プライバシーや安全に配慮しながら速やかに聞き取りを行い、事実確認を

します。また、事実確認の結果は、校長が責任をもって市教委及び被害・加害児童の保護者に連絡します。

○対応策検討

確認情報をもとに、対応策を検討します。被害児童の保護を第一に考え、具体的に「いつ」「だれが」「何を」「どのように」行うかをサポート班で共有します。必要に応じて専門機関や関係機関に連携を求めます。

○追跡調査

対応策を実施に移したら、3日後、1週間後、半月後、1ヶ月後、3ヶ月後と状況の追跡確認をします。必要に応じて対応策の修正を図ります。

(3)組織図【様式2・・・後に添付】

5 いじめ対策の年間行動計画【様式3・・・後に添付】

平成26年4月 1 日 制定

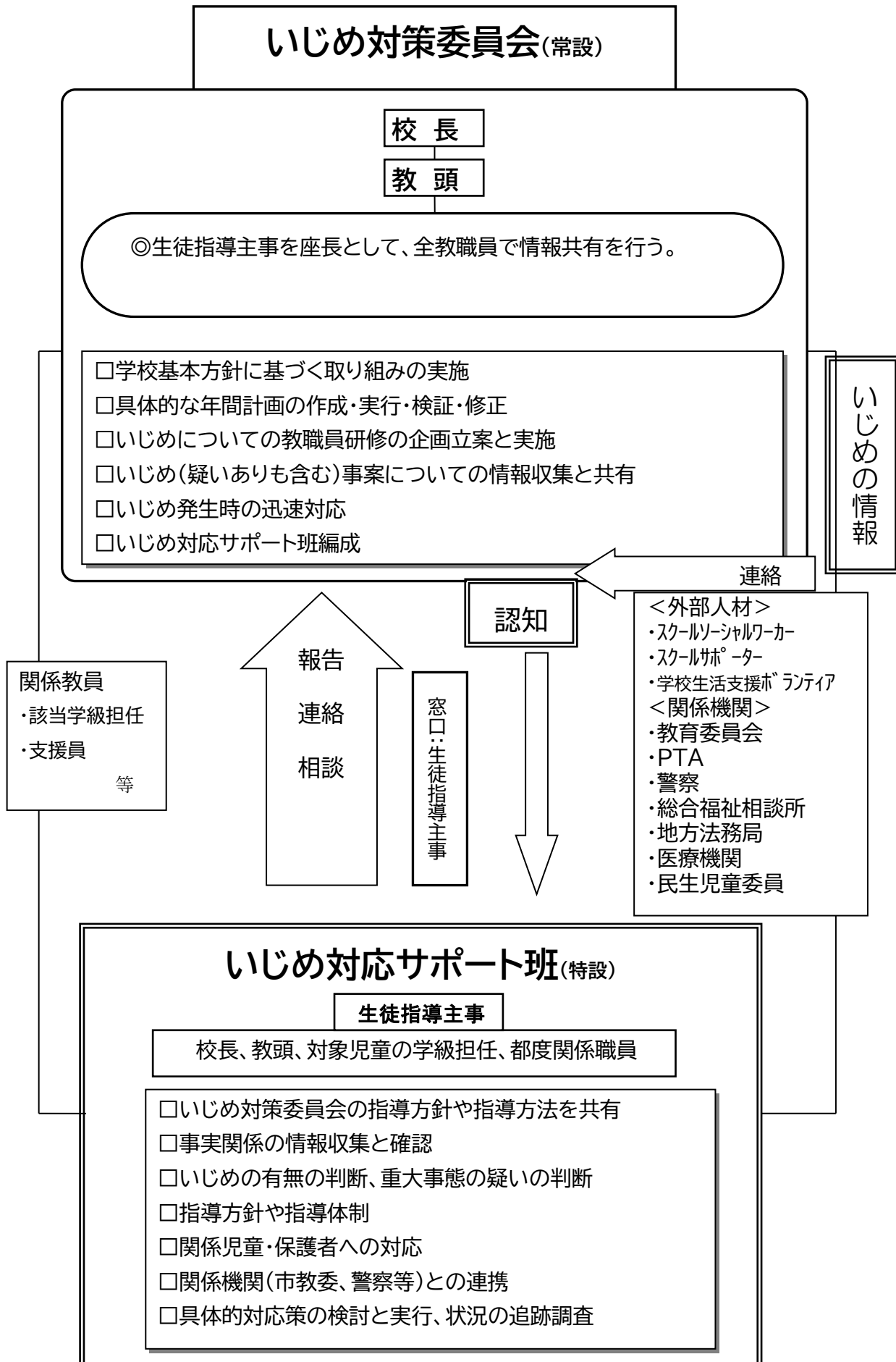
平成26年8月25日 一部改訂

平成27年4月 1日 一部改訂

令和 3年4月26日 一部改訂

令和 5年4月24日 一部改訂

令和 8年4月21日 一部改訂



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ・状況把握 職員会議 ・方針、年間計画確認 ・教職員の意識確認 ・いじめに関する研修 保護者へ周知 ・基本方針の公表 基本方針HP掲載	新縦割り班編成 民主的な学級経営 5、6年 委員会活動結成 自主的な活動が テーマ はじめまして よろしく集会					
5月	いじめ対策委員会 ・連休後の状況把握 ・生活アンケートの結果から 学年会・生活部研 ・道徳指導、人権教育について確認 ・アンケート結果より学級 経営方針の再確認	生活アンケート実施 なかよし集会 縦割り班活動 校内体育大会に向けて 各学級 アンケート受け学級経営方針確認					
6月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・集団づくり取組確認 学年会 ・連休、宿泊行事後の児童 の状態と指導事項確認 一人一研究授業 ・自己有用感の醸成を視 点に	校内体育大会 なかよし班遊び 遠足 自然 教室 修学 旅行 研究授業 研究授業					

[7~9月]

有終西小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・学期末の状況把握 ↓ 取り組み評価① ・1学期の成果・課題 ・2学期への修正等 保護者会準備 ・情報や意見収集	研究授業 PTA役員・地区安全委員合同会議 ・地域での児童の様子の把握 なかよし班遊び 学級活動 情報モラル					
8月	いじめ対策委員会 ・取り組み評価の分析 ・研修会の運営 ・自己有用感、自己存在感を育てる手立て	現職教育 ・道徳教育 特別支援教育					
9月	いじめ対策委員会 ・長期休業明けの状況把握 ↓ 学年会・生活部研 ・行事明けの児童の状況把握 ・西の子大集会に向けて	なかよし班遊び 縦割り班活動 西の子大集会に向けて					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・生活アンケートの結果から ↓ 学年会・生活部研 ・行事明けの児童の状況把握 ・マラソン大会に向けて	西の子大集会 生活アンケート実施 研究授業 研究授業 校内マラソン大会 ・自己記録更新を目標に 連合体育大会					
11月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・人権週間の取組み ↓ 生活部研 ・人権週間の各学年での取組み確認 ↓ 各学年 ・人権学習の推進	親子芸術鑑賞 豊かな情操と親子のふれあい 研究授業 指導主事訪問 研究授 連合音楽会					
12月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ↓ 取り組み評価② ・2学期の成果・課題 ・3学期への修正等 保護者会準備 ・情報や意見収集	人権週間・人権学習の推進 ・体験活動を通じた人権意識の高揚 ・活動内容の発表交流会 ・人権に関する読み物資料、図書の整備 なかよし集会					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・生活アンケートの結果分析 ↓ 学年会・生活部研 ・アンケート結果より実践のふり返り 取り組み評価③ ・年間の取り組み評価と次年度に向けた改善	生活アンケート実施 なかよし班遊び 研究授業					
2月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・取り組み評価③ ↓ 職員会議 ・学校評価書の検討 ・各学年の現状把握と次年度への展望	縦割り班活動 ・6年生と思い出を作る会の準備 ・協力する素晴らしさと感謝の気持ちの高揚 ↓ 6年生と思い出を作る会 ・班のリーダーへの感謝(1～5年) ・フォロワーへの感謝(6年)					
3月	学校運営協議会 ・学校関係者評価 いじめ対策委員会 ・新年度に向けて基本方針の修正 評価書の公開 ・学校評価書の保護者、地域への公表	卒業式 学級活動 ・1年間の振り返り					